

食品安全委員会第583回会合議事録

1. 日時 平成27年11月10日（火） 14：01～16：01

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 松本内閣府副大臣・酒井内閣府大臣政務官挨拶

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・微生物・ウイルス「ヒラメの*Kudoa septempunctata*」に係る食品健康影響評価について
- ・添加物「次亜臭素酸水」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「マンデストロビン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「イソピラザム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「キノメチオナート」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ビスクロピロン」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 1品目（諮問）
亜セレン酸ナトリウム
（厚生労働省からの説明）
- ・添加物 1品目（評価要請の取り下げ）
プロテイングルタミナーゼ
（厚生労働省からの説明）

(4) 添加物専門調査会における審議結果について

- ・「亜塩素酸ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(5) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「アバメクチン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「イミシアホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「サフルフェナシル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「シフルメトフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「チフェンスルフロンメチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルエンシルホン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「プロチオコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(6) 食品安全関係情報（10月2日～10月16日収集分）について

(7) その他

4. 出席者

(内閣府)

松本副大臣、酒井大臣政務官

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 山本基準審査課長

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、池田評価情報分析官、木下リスクコミュニケーション官、
高崎評価調整官、高橋課長補佐

5. 配付資料

資料1-1 微生物・ウイルスに係る食品健康影響評価に関する審議結果について<
ヒラメの*Kudoa septempunctata*>

資料1-2 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<次亜臭素酸
水>

資料1-3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<マンデストロ
ビン（第2版）>

資料1-4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<イソピラザム
（第2版）>

資料1-5 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<キノメチオナ
ート>

資料1-6 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ビシクロピロ
ン>

資料2-1 食品健康影響評価について

資料2-2 「亜セレン酸ナトリウム」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食
品健康影響評価について

資料2-3 食品健康影響評価について意見を求めたことを取り下げについて

資料3 添加物専門調査会における審議結果について<亜塩素酸ナトリウム>

資料4-1 農薬専門調査会における審議結果について<アバメクチン>

- 資料 4－2 農薬専門調査会における審議結果について<イミシアホス>
- 資料 4－3 農薬専門調査会における審議結果について<サフルフェナシル>
- 資料 4－4 農薬専門調査会における審議結果について<シフルメトフェン>
- 資料 4－5 農薬専門調査会における審議結果について<チフェンスルフロンメチル>
- 資料 4－6 農薬専門調査会における審議結果について<フルエンシルホン>
- 資料 4－7 農薬専門調査会における審議結果について<プロチオコナゾール>
- 資料 5－1 食品安全関係情報（10月2日～10月16日収集分）について
- 資料 5－2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第583回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から山本基準審査課長に御出席いただいております。

なお、本日は松本文明副大臣並びに酒井庸行大臣政務官に御出席いただいております。

(1) 松本内閣府副大臣・酒井内閣府大臣政務官挨拶

○佐藤委員長 早速ではございますが、松本副大臣、酒井大臣政務官から御挨拶をいただきたいと存じます。

初めに、松本副大臣、よろしく願いいたします。

○松本副大臣 皆さん、こんにちは。今回、担当の副大臣を拝命いたしました松本文明と申します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この委員会も発足をしてから12年という歳月を重ねられてまいりました。その間、委員の皆様方、あるいは専門委員の皆様方は、日々御研さんをお願いをいただいで、業務に励んでいただいでおりますことに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

食品をめぐるリスクが大変に多様化していく中で、国民一人一人がそのリスクを正しく理解しながら食品を選ぶことができる、そういう社会をつくっていくためには、皆様方の御尽力をお願いをするしかないとござります。科学的知見、それに基づく中立公正なリスク評価、また、フェイスブックという新しいソーシャルメディアツールを使って、リスクコミュニケーションを積極的に行っていただいでいると理解をしているところであります。

食品安全委員会がリスク評価機関として国民の皆さんの信頼を得ていただくということが最も大切だと思っております。その機能を遺憾なく発揮していただきますように、食品の安全性をさらに向上させていただきますことを心から期待しているところであります。

この食品の安全、私たち一人一人、国民一人一人にとって、これ以上大切なことはない訳であります。河野大臣をしっかりと支えて、その職責を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞ御指導賜りますことをお願いして、挨拶いたします。

ありがとうございました。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、酒井大臣政務官、よろしくお願ひいたします。

○酒井大臣政務官 皆様、改めましてこんにちは。今般、食品安全担当の大臣政務官を拝命いたしました酒井庸行と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この食品安全委員会は、平成15年に発足以来、今日で583回ということをお聞きいたしました。大変な回数でありまして、食品の安全を確保するために、この委員会で委員の皆様には大変な御努力をいただいておりますことを心から感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

食品安全委員会では、EFSAという機関があって、その海外の関係機関とも連携を深めているとお伺いしております。このリスク評価機関としての機能を遺憾なく発揮していただいて、やはりこれから海外との関係ももちろんでありますけれども、海外からも認められるというようなことを私どもは期待をしておりますし、先生方にまた御尽力いただきたいと思いますと思っております。

最後になりますけれども、私も、一生懸命、この食の安全に対してしっかりと勉強させていただきながら、河野大臣、そして松本副大臣とともにまた尽力してまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様方におかれましても、いろいろな御指導を賜ればと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。御挨拶とします。ありがとうございました。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、科学に基づき中立公正に食品の安全性に関するリスク評価を行っております。これからも国民の皆様の御期待に応えられるよう努めてまいります。

松本副大臣、酒井大臣政務官には、私どものリスク評価が円滑に行われることや、科学的情報を国民にお伝えすることなどにお力添えをいただければ幸いです。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○松本副大臣 よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 それでは、お手元でございます食品安全委員会議事次第に従いまして、本

日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日は資料が大部になってしまい、恐縮でございます。食品安全委員会ではペーパーレス化を進めているところでありまして、専門調査会での審議からiPadの導入を開始してございます。できるだけ早く本委員会にも導入できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。本日の資料は19点でございます。

資料1-1が「ヒラメの*Kudoa septempunctata*に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料1-2が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料1-3から資料1-6までが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2-1が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料2-2が「『亜セレン酸ナトリウム』の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

資料2-3が「食品健康影響評価について意見を求めたことに取り下げについて」。

資料3が「添加物専門調査会における審議結果について」。

資料4-1から4-7までが「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料5-1が「食品安全関係情報について」。

その関連情報として資料5-2「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」でございます。

不足の資料等ございますでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

微生物・ウイルス1品目、添加物1品目、農薬4品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、微生物・ウイルス1品目に関する食品健康影響評価についてです。本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○高崎評価調整官 それでは、お手元の資料1-1に沿いまして、御説明させていただきます。

まず初めに、本評価書の概要について御説明いたします。5ページ目の要約を御覧ください。1段落目ですが、ヒラメに寄生する寄生虫であり、全国的に食中毒が発生している *Kudoa septempunctata*、こちらを平成25年に食品安全委員会が自ら判断で行う食品健康影響評価の案件として選定してございます。その後、微生物・ウイルス専門調査会において6回審議されまして、今般、こちらの評価書としてまとめたものでございます。

2段落目以降ですが、寄生虫クドアの特徴や食中毒の発生状況、リスクの低減について記載されてございます。要点を簡単に御説明いたしますと、*Kudoa*を原因とする食中毒は全国的に発生しておりまして、主な症状としては、自己回復生の下痢や嘔吐が報告されていること。

また、3段落目、ページの中ほどあたりですが、今回初めて、本格的に障害調整生存年、通称DALYsという概念を用いまして、*Kudoa*の食中毒のヒトへの影響を定量化してございます。このDALYsは、複数の疾病や危険因子に起因する死亡や障害に対する負荷を比較可能な形で定量化するための指標として国際的に用いられているものでございます。今回の *Kudoa* による食中毒のDALYsを計算しましたところ、カンピロバクター属菌やノロウイルスのDALYsと比べても極めて小さかったことから、*Kudoa*による食中毒の疾病負荷は著しく低いものと考えられてございます。

他方、このページの最後の段落ですが、農林水産省が2012年にヒラメ養殖場等における食中毒防止対策を通知しまして、2013年以降、国内産養殖ヒラメを原因とする食中毒の件数は極めて少ないことから、国内の養殖場等における対策は有効であると推察されてございます。これらのことから、生産段階においてヒラメを *Kudoa*に感染させない対策をとることが重要であると考えられたとしてございます。

6 ページ目の最後のパラグラフですが、リスク管理機関において、DALYsの試算結果を前提としつつ、とり得る対策、具体的には、養殖場等の生産段階における食中毒防止対策、また、食中毒の発生動向の把握や詳細な食中毒調査などについて検討することが望まれると結んでございます。

こちらの評価書に関しまして、この資料の最後、9 ページほど、パブリックコメントを行いまして、期間中12件の御意見をいただいております。最後の方の9 ページでございます。いただいた御意見のほとんどは、輸入養殖ヒラメの輸入時の検査体制及び検査法に関するものでございました。他には産地表示、また、今回採用したDALYsについてなどもいただいております。

それでは、少しお時間をいただきまして、個別の御意見の要点を御説明させていただきます。

まず1 点目でございます。冒頭ですが、国内生産者の適切な対応にもかかわらず、患者数は減少していない。原因は汚染輸入ヒラメの流通であり、現時点で汚染ヒラメの流通を軽減する唯一の手段は検査検査の強化であると。そして、最後でございますが、疾病負荷の多寡にこだわらず、汚染ヒラメを流通させないための具体的な指針を示していただきたいとの御意見でございました。

続きまして、2 件目でございます。まず冒頭に、輸入養殖ヒラメの輸入時検査は継続すべきと考えますとされまして、理由としては、海外の対策を日本は把握できないこと、また、次のページでございますが、輸入時の検査は一つの牽制になっているはずであるとの御意見でございます。

3 件目でございます。こちらは、感染率や可食部の細胞数のばらつきだけで検査を緩めるというのは逆ではないでしょうか。また、現地での育成過程及び出荷前検査、そして最後の検査で未然に防ぐ必要性が重要であるとの御意見でございます。

続きまして、4 件目でございますが、冒頭で、検査はかなり強化されているものの、輸入養殖ヒラメによる食中毒が発生し、国内業者の経営に支障が生じている。また、次のページの3 段落目でございますが、人的被害の大小にかかわらず、輸出国側に規制を求めること、また、検査の強化による国内侵入の防止の徹底が、国内水産業を守るための政策として重要であるという御意見でございます。

5 件目でございますが、最初の段落で、輸入ヒラメについては何らかの規制が必要ということ。また、次の段落では、産地表示を徹底する必要がある、国内産の優位性をもっと周知をとという御意見でございました。

続けます。6 件目でございますが、国内ヒラメの生産者損失回復と日本国民のクドア食中毒発生リスク低減は表裏一体という御意見でございます。まず、「1）通関時の抜き取り検査の強化」とございまして、次のページの一番上でございますが、現状の抜き取り検査は一定の抑止力があり、今後とも継続し、一段と強化すべきということ。また、「2）国内での全数検査」ということで、中ほどで、韓国が日本同様の生産地対策を講じるまで

の期間、日本国内で全数検査ができればいいと思いますということ。また、韓国産ヒラメとクドアが検出された海域の天然ヒラメは検査対象とすべきですということ。続きまして、「3) 天然漁獲ヒラメにも影響」ということで、最初に、養殖ヒラメ以外にも、天然ヒラメも被害を受けていますとあり、青森県や福岡市のホテルの例を示されまして、最後に、クドア問題によるヒラメ消費の減少が、漁業・養殖生産者の収入減少の要因となっていないとの御意見でございました。

7点目ですが、韓国産養殖ヒラメの輸入販売を行っている方からの御意見です。2段落目のところで、韓国産ヒラメに対する対策がおくれたこと、天然ヒラメへの拡散が予想以上であることには不安としまして、3段落目以降では、時系列に沿って、国内外でのクドアの対応と、クドアの食中毒の発生件数の影響について考察がされてございます。飛びまして、7ページの方まで考察がされておりまして、7ページの4行目以降では、養殖環境の改善が重要であり、韓国の生産で対応が遅れているため、輸入時のモニタリング検査が必要。また、生食用としての取り扱い基準的なものを設けるのも手段かと思っておりますという御意見でございました。

8件目でございます。国産養殖ヒラメによる発生は、自主検査の徹底により激減している。また、海外の被害が一向に減らないのは、有効な検査体制が働いていないからだという御意見でございまして、次のページの中ほどのところでございまして、感染力の強いノロウイルスやカンピロバクターと同様の指標で解析するのは科学的ではないという御意見でございました。

9件目ですが、大分県のクドア対策ガイドラインの取り組みを御紹介していただきまして、後段以降で、海外においても、私たちのガイドラインと同様の対策がとられ、かつ、輸入時には検疫の強化が必要という御意見でございました。

10件目でございます。愛媛県のヒラメ養殖をされている方からの御意見でございまして、今以上に検査体制を強化して、安全な魚を輸出するよう要望すべきですと、当委員会には、ヒトの健康被害だけでなく、産業振興にも目を向けていただきたいとの御意見でございました。

11件目、12件目はほぼ同様でございまして、安全性が確認されるまでは、検疫の強化によって食中毒を減少させるべきではないか。また、輸入に関してもっと規制を厳しくしてほしいという御意見でございました。

以上のように、ほとんどの御意見全てが輸入養殖ヒラメの輸入時の検査体制と共通してございましたことから、この参考の1ページの調査会の回答のところでも統一としてお答えしております。

まず冒頭で、食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であるということ。また、本件は、ヒラメのクドアがヒトの健康に及ぼす影響について評価を行っていることを述べてございます。そして、3段落目では、輸入養殖ヒラメの輸入時の検査体制及び検査法については、リスク管理機関である厚生労働省におい

て検討されるべき事項であることから、いただいた御意見を厚生労働省へお伝えしますとさせていただきます。また、産地表示については、消費者庁へお伝えしますとさせていただきます。また、数件いただきました今回初めて本格採用しましたDALYsについての御意見に対してでございますが、DALYsは、WHOを中心に、様々な健康被害を定量化し、比較するための指標として用いられているものでありまして、また、評価書において、「リスク管理機関においては、DALYsの試算結果を前提としつつ、取りうる対策について検討することが望まれる」としまして、輸入養殖ヒラメへの対策については、次のページでございますけれども、適正な規制値を設定し、出荷前や輸入時の検査を実施することで、生産者や輸出国への注意喚起につながる等によりまして、感染したヒラメの流通を抑制する可能性が考えられると記載してございます。さらに、感染しているヒラメ個体の割合は低いと推定され、また、ヒラメ個体間における汚染濃度のばらつきも大きいことから、特に輸入時の検査に当たっては、これらに留意する必要があるということ。また、輸入時の検査に依存するのではなく、生産段階における食中毒予防対策が、効果が高いと考えられると記載しているところでございます。

長くなりましたが、こちらで御了承いただけましたら、本評価の結果につきまして、関係機関に通知したいと存じます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 たくさん意見があって、主に輸入ヒラメについて、汚染されているとか、検査を強化してほしいとか、そういう対策の意見が多かったように見受けられるのですけれども、確かにこれはリスク管理機関の問題だと思うのですが、その辺のところでのどのような議論が行われたか、あれば紹介してください。

○佐藤委員長 では、熊谷委員、お答えいただけますか。

○熊谷委員 担当であります私の方からお答えします。

そもそも食品の安全の確保のためには、農場から消費の段階に至るまでの各ステップにおいて常に安全性を確保する必要があるという考え方が国際的にも一般的で、我が国もそのような考え方を基本としております。その考え方に基づいてリスク評価を実施し、リスク管理措置をとっているところです。

輸入ヒラメにつきましては、これまでの輸入時検査も含めたリスク管理措置によって、

高濃度に感染したヒラメの流通をある程度抑制する可能性が考えられるとして、一定の評価をしております。しかしながら、*Kudoa septempunctata*に感染したヒラメ個体の割合は低いと推定され、また、ヒラメ個体間における*Kudoa septempunctata*の汚染濃度のばらつきも大きいということで、輸入時の抽出検査だけでは、感染しているヒラメを全て検出するということには限界があるとされております。

国内のヒラメの生産現場においては、食中毒防止対策を既に導入してありまして、生産現場において、*Kudoa septempunctata*に感染させない対策をとることが、ヒトへのリスク低減には重要とされております。このため、輸入ヒラメについても、輸入時検査だけではなくて、生産段階における対策というのが効果が高いとしているところでして、これは、先ほどの高崎評価調整官からの回答の説明にもありましたし、それから、評価書の最後のところの結論づけでもそういうふうになっているところです。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○佐藤委員長 よくリスクアナリシスでは、ファーム・ツー・フォークというふうに言いますけれども、それを実践しなければいけないということだろうと思います。

他に何か御質問は。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 1つお伺いいたしたいのですけれども、今般、パブリックコメントでも1つ御質問がありましたが、私は、今回の評価でDALYsという新しい手法を用いられたのですけれども、今後の評価におきまして、やはりこのような新しい手法を積極的に用いていくことはよいように思うのですが、そちらについてはいかがでしょうか。

○佐藤委員長 調整官。

○高崎評価調整官 御指摘ありがとうございます。

おっしゃっていただきましたように、今回、DALYsという国際的には用いられている新たな指標を用いてございます。

食品安全委員会事務局にも、このような新しい評価手法を検討するための評価技術企画室が今年4月から整備されてございます。そちらでは、より迅速かつ信頼性の高いリスク評価のための新しい評価方法について企画立案機能を担ってございます。今後もより適切かつ精度の高いリスク評価に資する新しい評価方法の導入につきましても、事務局としても、専門委員の先生方の御指導をいただきながら、引き続き進めていきたいと考えてござ

います。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

他に何か御意見、御質問はございますか。ございませんか。

それでは、本件につきましては、微生物・ウイルス専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち生産段階において、ヒラメを *Kudoa septempunctata* に感染させない対策をとることがヒトのリスクを低減させるためには重要であると考えられた。*Kudoa septempunctata* については、DALYsの試算結果によると疾病負荷は著しく低いと考えられる。リスク管理機関においては、DALYsの試算結果を前提としつつ、とり得る対策について検討することが望まれるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

また、関係するリスク管理機関にこのように通知するという事としてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ここで、松本副大臣、酒井大臣政務官は御公務のために退席されます。どうもありがとうございました。

○松本副大臣 ありがとうございます。

では、ヒラメを食べても大丈夫だということですね。

○佐藤委員長 大丈夫でございます。

○松本副大臣 そうですか。ありがとうございます。

これを全部読むというのは大変なことですね。

○佐藤委員長 今日は大分長丁場になりそうです。

○松本副大臣 そうですね。

どうもありがとうございました。お世話になりました。

(松本副大臣、酒井大臣政務官退室)

○佐藤委員長 続きます、添加物1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それでは、資料1-2をお願いいたします。食肉表面の殺菌料として用いる添加物「次亜臭素酸水」でございます。

本件につきましては、資料の3ページに審議の経緯がございますけれども、こちらに記載がございますように、先般9月29日の委員会で報告をいたしまして、9月30日から10月29日まで、意見・情報の募集を行ったものでございます。

8ページに概要がございますけれども、本品は、1,3-ジブromo-5,5-ジメチルヒダントイン、ここではDBDMHと略されておりますが、これを加水分解することにより得られる次亜臭素酸を主成分とする水溶液でございます。この添加物中には、次亜臭素酸と5,5-ジメチルヒダントイン、略してDMHが含まれております。

次亜臭素酸水に混在しますその他のもの、それから、使用過程で生成する可能性のある物質としまして、その他、臭化物とトリハロメタン3物質、臭素酸がございますが、こちらについても検討がされております。

その結果、DBDMHと次亜臭素酸については分解をして、食肉に存在しないということで、その他の物質についての評価結果は68ページから記載してございます。

結果でございますけれども、DMHについては、NOAELと推定摂取量を勘案しまして、ADIの設定が必要ということで、安全係数の100を用いまして、ADIは1 mg/kg 体重/日とされております。

69ページに参りまして、臭化物イオンにつきましては、こちらにつきましても、ヒト介入試験からのNOAELと推定摂取量を勘案して、ADIが必要ということで、安全係数10を用いまして、ADIを0.9 mg/kg 体重/日とされております。

それから、トリハロメタン3物質につきましては、検出限界であったものを除きまして、ブromホルムのみ、摂取量などを計算されましたけれども、推定摂取量については、2009年の評価によるTDIを下回ることが確認されております。

臭素酸につきましても同様に、2008年の食品安全委員会の評価による発がんリスクレベル 10^{-6} を下回ることが確認されているということでございます。

以上を踏まえまして、添加物「次亜臭素酸水」については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないという結論になってございます。

最後のページから2枚目、右肩に「参考」とあるページに寄せられた意見がございますけれども、期間中に御意見はなかったということでございます。

また、一番最後のページに、誤記等ございましたところの修正がございます。こちらも修正をさせていただければと考えておりますので、御確認をいただければと思います。

本件につきましては、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち5,5-ジメチルヒダントインについては、一日摂取許容量を1 mg/kg 体重/日と設定する。臭化物については、一日摂取許容量を0.9 mg/kg 体重/日（臭化物イオンとして）と設定する。次亜臭素酸水については、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないということよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 それでは、字句の修正も含めてお認めしたということにしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、農薬4品目のうち、マンデストロビンに関する食品健康影響評価についてです。本件については、本年10月6日の第579回委員会会合におきまして、厚生労働省から評価依頼があった際、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改定することとしていました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 では、申し上げます。

マンデストロビンにつきましては、本委員会で直接審議していただくため、評価書の案を本日、資料1-3として提出しております。

本品目について、新たに提出された資料は作物残留試験の結果のみであり、一日摂取許容量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の変更はございません。

詳しくは、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○関野評価第一課長 それでは、引き続き、少し補足をさせていただきます。

お手元の資料1-3を御覧ください。少し振り返りで、審議の経過のところを御紹介します。4ページをお願いします。

本剤に関しまして、今回、第2版ということで、ページの真ん中あたりですが、今年8月にインポートトレランス設定の要請の関係で評価依頼を受け、10月6日の本委員会におきまして要請事項説明を受けた案件になります。既に第1版の段階でARfD等につきまして設定をしているということがございまして、今般、先ほど説明がございましたように、作物残留試験のデータがインポートトレランス設定の関係での要請に当たりまして、提出されたというものでございます。

その関係が33ページになります。33ページの下ほど、「6. 作物残留試験」の結果ということで記載がございしますが、一番下の行から次のページにかけまして、海外で今回追加されたデータに関する記述を追記しているところが、主だったところということになります。

結果といたしましては、食品健康影響評価のページですけれども、51ページになります。こちら、今回の追加資料に関係したところの記述を追加したこと以外、ADI及びARfDに関する結論については52ページのとおり、これは初版と変わりございません。

これらにつきましては、平成21年10月8日付の委員会決定に基づきまして、パブリックコメント、国民からの意見・情報の募集の手続を行うことなく、リスク管理機関にお返ししたいと考えている案件でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 内容は全然問題ないのですけれども、9ページの「開発の経緯」の最初のところに「開発された新規の殺菌剤」と書いてあるのです。確かにそうだと思うのですけれども、これは第2版でも「新規の殺菌剤」という書き方になるのでしょうか。

○関野評価第一課長 そうですね。このあたりは、初版のときに書いた記載そのままということには実はなりますけれども、そして、いつをもって新しいか否かというところに関しては、比較的これは初版で来た時期ですとか、また、剤としても新しいものだと理解をさせていただいて、御容赦いただきたいと思いますと考えています。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○佐藤委員長 他に何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、一日摂取許容量及び急性参照用量を以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とするということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、残りの農薬3品目に関する食品健康影響評価についてです。本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 お手元の資料で言いますと、1-4から1-6までの3種類を御留意ください。

まず、資料1-4のイソピラザムについてです。本剤は、殺菌剤としての用途がございます。

審議の経過といたしましては、4ページのところになりますけれども、この剤に関しましても、今回、重版物、第2版ということで、4ページの中ほどからでございますが、インポートトレランス設定の要請に関係して要請事項説明があり、評価第四部会を中心に審議を行ってまいりました。

その主だった内容につきましては、急性参照用量の設定等というところになるかと思えます。そして、本年9月29日の本委員会にて審議結果を御報告させていただいて、その後、30日間の国民からの意見・情報の募集を行ってきたものになります。

審議の内容といたしましては、評価書の結果といたしましては、食品健康影響評価のページになりますけれども、53ページのところになります。53ページから始まりまして、54ページ中ほどにありますとおり、暴露評価対象物質を親化合物のみと設定した上で、その下のところにADI、そして、その次のページにARfDを御覧のとおり設定したという内容での審議結果になります。

これに関しまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果が、後ろから2枚目のところにその結果を示してございます。右肩に「参考」ということで枠囲みをしてあるページになります。期間中寄せられました意見・情報は、結果的にございませんでした。

なお、最後のページに変更前、変更後ということで表をつけてございますが、記載事項について、9ページのところに誤りがございましたので、こちらは事務的に変更させてい

ただきたいと思っているものでございます。

したがいまして、国民からの意見・情報の募集の結果を踏まえまして、本剤については、最後のページの変更点を除き、評価書の内容に変更することなく、リスク管理機関にお返ししたいと思っている案件でございます。

次に、資料1－5をお願いします。

殺ダニ剤・殺菌剤として用いられるキノメチオナートです。

こちらの審議の経過は、3ページのところに示してございます。ポジティブリストに掲載された状態で、その後、適用拡大ということで2011年に依頼がありまして、同年4月に要請事項説明を委員会の方で受けまして、その後、追加資料の提出も含めまして、評価第四部会を中心に審議を行ってきたものになります。そして、本年9月29日の委員会におきまして、審議結果について報告をし、その翌日から、国民からの意見・情報の募集を行ってきたものになります。

その結果につきましては、食品健康影響評価のページですけれども、32ページをお願いいたします。下から3つ目の段落のところに、無毒性量に関する記述がございまして、0.6 mg/kg 体重/日が最高用量であったということを踏まえまして、その部分の検討を行い、結果といたしまして、その次のページに、ADI、ARfDを御覧のとおり設定しているという内容でございます。

国民からの意見・情報の募集の結果は、この資料の一番最後の1枚のところにつけてございます。「参考」というページですけれども、本剤に関しましても、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

したがいまして、審議結果の内容を変更することなく、リスク管理機関に通知したいと考えている案件でございます。

最後、3つ目でございますが、資料1－6をお願いいたします。除草剤として用いられますビシクロピロンでございます。

こちらに関しまして、審議の経過が4ページのところになります。本剤は新規の剤ということになりまして、とうもろこしに関するインポートトレランス設定の要請を受けまして、本年2月に要請事項説明を受けて、その後、評価第三部会を中心に審議を行ってまいりました。そして、本年7月28日の本委員会にて審議結果を報告し、その後、国民からの意見・情報の募集を行いました。その結果、今から御報告いたしますけれども、意見が寄せられましたので、その後、幹事会を10月に開催した上で、本日を迎えているという案件でございます。

審議の結果としての食品健康影響評価は50ページから始まりまして、52ページのところにADI及びARfDにつきまして、一般の集団と妊婦または妊娠している可能性のある女性に分けて設定したという審議結果でございました。

これに関しますパブリックコメント、国民からの意見・情報の募集結果につきましては、後ろから3枚目のところをめくっていただきますと、「参考」というページが出てまいり

ます。いつものように、表の左側に意見・情報の概要、右側にその回答案ということで示してございますので、その内容を若干御紹介いたします。

寄せられました意見は1通でございます。意見としては全部で6つほど分かれていますので、表を意見1から意見6ということで分けて書いてございます。

まず1つ目の意見になりますけれども、血漿中チロシン濃度について心配をされている御意見でして、チロシン濃度との関係で安全なレベルというものがないのではないか、チロシン濃度が安全域まで下がるのかが不明であるという御意見でございます。

これに対しまして、回答は、調査会の判断といたしましては、血中のチロシン濃度が測定はされているけれども、その値そのものは毒性所見とは判断しなかったということが1つ目の段落。2つ目の段落といたしまして、一番最後のところになります、所見の重篤度としては大きくないものと判断したということで、ここは御意見としては心配されておりますけれども、専門調査会の判断としては、このようなことであったということで回答にしたいと思っております。

それから、1ページの下「また」のところですが、ラットの2年間の試験に関する御意見です。無毒性量が得られていないということで、安全係数10を適用しているけれども、ろ胞細胞過形成が生じないという保証はどこにあるのか。次のページに意見をまたいでいますけれども、意見の最後のところに書いてございますように、10倍の安全係数で無毒性になると断言できるのか疑問に思いますという御意見です。

これに対します回答としては、農薬専門調査会での審議経過について、ちょうど1ページ目の下2行から2ページ目にかけて、中ポツで3つほど、いわゆる着眼点、評価に当たってのポイントというのを書かせていただいた上で、追加の安全係数としては10を適用したということで、これはむしろ最大限考慮した結果ということにもなるということで、審議の経過を回答にしたいと思っております。

その次、2ページ目の「このように」のところから始まる意見ですが、長期投与時の無毒性量が不明であると、そういった中でADIを設定すべきではないと考えるという御意見になるかと思えます。

これに関しましては、(3)のところからの回答になりますけれども、2つ目の段落の3行目に書いてございますが、角膜ですとか甲状腺等に認められた所見について、高チロシン血症と関連しているものという判断をしているということ。その下に、段落としては2つほど書いてございますけれども、そういった経緯を踏まえまして、最後の段落のなお書きのところになります。イヌの試験について触れた後、一番最後の2行になりますけれども、ラットの試験成績から求められるADIでカバーできるということで、設定すべきではないという意見に対しては、調査会の判断としてはカバーできるという答えになっております。

次に、3ページに参ります。意見は大きな2つ目になります。こちらに関しましては、本剤と同様の薬理作用といいたしめようか、作用メカニズムを持ちますヒドロキシフェニル

ピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害剤というものについては、角膜に腫瘍は発生していないのではないのでしょうか。腫瘍の原因がチロシンと断言して問題ないのかという御意見です。

これについての回答は、右側になりますけれども、血中のチロシン濃度の増加に伴う角膜への沈着が生じているというようなことから、関連があるという判断をした上で、なお書きのところでありますけれども、同じような4-HPPD阻害剤には、共通のものとして角膜への影響というものがあるといったことを付記させていただいています。

なお、ここの回答ぶりでございますけれども、なお書きの冒頭、御意見としては4-HPPDという言い方をそのまましておりますが、評価書の中に、この略称に関しまして、正式な名称の記載がございませんでしたので、意見の回答の方のなお書きの冒頭に出てまいります「他の4-HPPD阻害剤」というところの「他の」の次に、正式に4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼという片仮名で名称を書かせていただき、4-HPPDを括弧でくくる形で、この略称が意味する正式名、日本語名を書かせていただくことで、ここはこの場で訂正をさせていただきたいと思っております。

あと、その後の意見3と4につきましては、誤記を御指摘いただきましたので、最後のページにつけてある変更前、変更後の対照表の形で、このたび訂正をさせていただきたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

それと、意見5に関しまして、確認の御意見だと思っております。ろ胞細胞肥大とろ胞拡張という所見、評価書の中に書かれているけれども、これらは異なる所見でしょうかということです。これは、報告書の原語等におきまして、それぞれ英名も含めまして違いがあるということで、異なる所見と考えますというふうに回答したいと思っております。

意見6に関しましては、急性参照用量に関する御意見でして、今回、一般の集団とそのほか妊婦等に対するARfDを設定している訳でありますけれども、妊娠する前日に結果的にあった女性に関しては、一般のARfDで大丈夫なのではないかという御意見かと思っております。

これに関しましては、動物試験の結果を引用しまして、真面目に答えさせていただいておりますけれども、基本的には最後の4ページの三、四行ほどでございますが、一般のARfD相当量の残留農薬を摂取したとしても、安全性は担保できるという回答にしたいと思っております。その背景としては、比較的排泄が速やかであるということと、最後のなお書きでございますけれども、残留の程度も作物残留試験の結果から認められないということをおわせて書いて、その根拠としたいと思っております。

以上、意見に関しましては、このような回答をさせていただいた上で、評価書については、誤記の訂正のところを除き、そのままの形でリスク管理機関にお返ししたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お

願いたします。特にございせんか。

それでは、本件につきましては、一部修正もございましたけれども、それをお認めした上で、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちイソピラザムの日摂取許容量を0.055 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.3 mg/kg 体重と設定する。キノメチオナートの日摂取許容量を0.0064 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を1.5 mg/kg 体重と設定する。ビシクロピロンの日摂取許容量を0.00028 mg/kg 体重/日、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を0.01 mg/kg 体重、一般の集団に対する急性参照用量を2 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料2-1にありますように、厚生労働大臣から11月5日付で、添加物1品目について食品健康影響評価の要請がありました。また、資料2-3にありますとおり、厚生労働大臣から同じく11月5日付で、添加物1品目の食品健康影響評価の取下げがありました。

それでは、まず、添加物1品目について、厚生労働省の山本基準審査課長から説明をお願いいたします。どうもお待たせしました。

○山本基準審査課長 いつもお世話になっております。では、よろしく願いたします。

お手元の資料2-2に沿って御説明させていただきます。亜セレン酸ナトリウムでございます。

本件につきましては、平成26年11月に一度、食品安全委員会に健康影響評価をお願いしております。その後、本年、平成27年9月に食品安全委員会からその結果をいただいております。その評価結果の中に、ここにございせんように、「0か月児～2歳児までの摂取量の上限值」というものを出していただきました。その上限値と、私どもが提出させていただいた当時の推定一日摂取量を比較すると、推定一日摂取量の方が超過する可能性がある。このため、リスク管理機関においては、この亜セレン酸ナトリウムの新規の指定に当たって、使用基準案を改めて検討するようというようなコメントもいただいております。

た。これを受けまして、私どもは、要請者に対して、使用基準をいま一度検討するようという指示を行っていたところでございますが、今般、要請者より、使用基準の内容のうち一部を変更するということで連絡を受けましたので、その内容につきまして、改めて食品安全委員会に健康影響評価をお願いしたいと考えているものでございます。

なお、今回2度目になりますが、今回の健康影響評価をお願いするに当たりまして、新たに提出いたします資料としては、摂取量推計に関するものを改めさせていただいておりますが、それ以外の安全性に関する追加の知見はございません。

それでは、具体の御説明をさせていただきたいのですが、「2. 『亜セレン酸ナトリウム』について」というところでの用途、成分概要、あるいは海外における使用状況、構造式などに変更はございません。

1点、資料としましては、先ほど申し上げましたように、食品安全委員会からいただきました評価結果を2つ目の欄の使用状況等のところに記載させていただいております。すなわち2歳児までの摂取量の上限値を $5.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日（セレンとして）と設定するといいただいた、その内容を新たに追記させていただいておりますが、それ以外のところについての変更はございません。

おめくりいただきまして、「3. 使用基準及び推定一日摂取量の変更について」ということで、表にさせていただいております。具体的には、使用基準（案）の下線を引いたところを変更いたしております。右側が変更前、初回の評価依頼させていただいた時の内容でございます、左側が、今回変更した後の内容となっております。前回は、母乳代替食品に使用する際の上限値といたしまして、100 kcalに当たって、セレンとして $7 \mu\text{g}$ を超えてはいけないと、 $7 \mu\text{g}$ を上限値として設定する案としておりましたが、今回、その値を少し下げまして、 $5.5 \mu\text{g}$ を超えないという使用基準（案）としたいと考えております。

この上限値に基づきまして推定一日摂取量を算出してみますと、その下の欄にございますように、5カ月児まで、11カ月児まで、2歳児までと3つのグループに分けさせていただいて、それぞれ母乳のみ、あるいは母乳と調製粉乳等を併用する、あるいは調製粉乳等のみといった3つのシナリオで推計をさせていただいております。 $5.5 \mu\text{g}$ を使った今回の使用基準（案）を用いれば、食品安全委員会からいただいた上限値を下回ることとなります。このような使用基準（案）をもちまして、今回、評価依頼をお願いしたいと考えております。

各グループの推計の詳細は、一番最後のページ、別添に記載させていただいております。6カ月児以降は離乳が始まるということで、離乳食での摂取なども入れましての算出となっております。食品安全委員会から評価結果をいただけた後は、私どもの方で薬事・食品衛生審議会の審議、あるいは規格基準の設定の手続を進めたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、何か御意見あるいは御質問がありましたら、お願いいたします。特にございませんか。

資料2-2の2.の一番下の方、成分概要に「セレンの欠乏症としては、爪の白色変化」とあるのですけれども、これは欠乏でこういうことになるのでしたかね。ちょっと私もうろ覚えなのですけれども、むしろ過剰症だと爪の変化というのが出てくるのだと思うのです。心筋障害は欠乏症としてはケーシャンディジーズなので有名だと思うのですけれども、その辺、後で結構ですから、確認していただけますか。

○山本基準審査課長　かしこまりました。

○佐藤委員長　他に何か御質問ございますでしょうか。

それでは、ただ今、厚生労働省から御説明がありました添加物「亜セレン酸ナトリウム」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の山添委員から、本品目に関し、先ほどの厚生労働省の説明及び提出資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、御説明をお願いできますでしょうか。

○山添委員　分かりました。

今回提出いただきました資料は、使用基準及び推定一日摂取量の一部変更に関するもののみであり、亜セレン酸ナトリウムのセレンに関する「0か月児～2歳児までの摂取量の上限值」を $5.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日（セレンとして）とするという既存の評価結果を変更する必要はないと考えられます。

○佐藤委員長　ただ今の山添委員からの御説明を踏まえると、専門調査会による調査審議を経ることなく、委員会において評価するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長　ありがとうございます。

それでは、添加物「亜セレン酸ナトリウム」については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するということといたします。

どうぞ。

○山本基準審査課長 ありがとうございます。

先ほどいただいた御指摘については、食品安全委員会でおまとめいただきました評価書の中に、「栄養成分としての機能」という項の2パラ目に「セレンが不足すると、爪の白色変化、不整脈、下肢の筋肉痛」等々と書いていただいております。参考文献として日本小児科学会での論文などを掲示していただいております。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 そうですか。では、それは失礼しました。自分たちの評価書に書いてあったのです。過剰のときにはよく白色化するという記述はあったような気がしたので。

それでは、続いて、添加物1品目の食品健康影響評価の取下げについて、引き続き、山本基準審査課長から説明をお願いいたします。

○山本基準審査課長 それでは、お手元の資料2-3につきまして、御説明をさせていただきます。

プロテイングルタミナーゼにつきましては、食品添加物としての指定要請を受けておりました。平成19年8月に、食品安全委員会に健康影響評価を私どもの方から依頼させていただきました。その後、補足資料要求をいただいて、要請者の方で検討をしておりましたが、このたび、一旦取り下げるということで私どもの方に取下げの意向が出てまいりましたので、私どもの方からも、食品安全委員会に健康影響評価をお願いしたものを取り下げることとさせていただきたいと思っております。

なお、要請者の取下げの理由でございますが、いただいた指摘を現在も社内で検討しているということですので、まだかなり時間がかかりそうだということで、一旦取下げをさせていただいて、引き続き検討したいということをお言っております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、平成19年8月2日付で厚生労働大臣から食品健康影響評価要請がありました本品目については、取り下げられたものと認め、調査審議は中止することいたします。

山本課長、どうもありがとうございました。

(4) 添加物専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「添加物専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されて

います。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、資料3の9ページの要約をおあけいただけますでしょうか。この概要に沿って、御説明申し上げます。

漂白剤及び殺菌料として使用される添加物「亜塩素酸ナトリウム」について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施しました。

評価に用いた試験成績は、亜塩素酸ナトリウム及び塩素酸ナトリウム等を被験物質とした遺伝毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性、ヒトにおける知見等に関するものです。

添加物「亜塩素酸ナトリウム」は、溶液のpHの状態により、塩化物イオン、塩素酸イオン、二酸化塩素、亜塩素酸イオンに解離し、溶液中に存在する可能性があります。二酸化塩素は揮発性であり、塩化物イオンは食品に既に存在する量と比較して無視できることから、添加物専門調査会としては、添加物「亜塩素酸ナトリウム」の安全性を評価するに当たっては、亜塩素酸イオン及び塩素酸イオンの安全性を評価することが適当であると考えました。

まず、亜塩素酸イオンについてです。

亜塩素酸イオンについては、第3版評価書までに大部分の審議を終えているものです。今回も、第3版評価書の評価結果と同様に、ラット2世代生殖毒性試験から得られたNOAEL 2.9 mg/kg 体重/日（亜塩素酸イオンとして）を根拠とし、安全係数100で除した0.029 mg/kg 体重/日を亜塩素酸イオンのADIと評価しました。

続いて、塩素酸イオンについてです。

塩素酸イオンについては、今回、初めて審議を行いました。添加物専門調査会としては、塩素酸イオンについて、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えました。

添加物専門調査会としては、塩素酸イオンについて、各種試験成績を検討した結果、ラット2年間慢性毒性/発がん性併合試験から、4 mg/kg 体重/日（塩素酸イオンとして）を塩素酸イオンのLOAELと判断しました。

また、発がん性があるとは判断できないと考えました。

また、ヒトにおける知見を検討した結果、介入試験においてNOAELが36 μg/kg 体重/日（塩素酸イオンとして）と得られたものの、当該試験における最高用量であることから、先ほどのLOAELを支持するものと考えました。

添加物専門調査会としては、添加物「亜塩素酸ナトリウム」または添加物「亜塩素酸水」の使用に係る塩素酸イオンの我が国における推定一日摂取量（0.0008 mg/kg 体重/日）を勘案すると、LOAEL 4 mg/kg 体重/日（塩素酸イオンとして）との間に十分なマージンが存在することから、添加物「亜塩素酸ナトリウム」が添加物として適切に使用される場合、塩素酸イオンの安全性に懸念がないと考えました。

詳細については、事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、今の資料に基づきまして、補足させていただきます。

添加物「亜塩素酸ナトリウム」については、2004年、2008年、2009年及び2013年に食品安全委員会の評価が行われております。概要が11ページにございますが、本品の概要については、このページの1. から5. に記載のとおりでございます。6. に安定性の項目がありますが、先ほど御説明がありましたように、pHの状態によって塩化物イオン、塩素酸イオン、二酸化塩素、亜塩素酸イオンが存在する可能性があるということが記載されております。

次の「7. 関連物質等」の項目では、今に加えまして、製剤中に存在するもの、あるいは使用過程で生成する可能性のある物質としまして、次の13ページにございますけれども、臭素酸、トリハロメタン、活性酸素種等が挙げられております。それらについても検討されておりますが、臭素酸につきましては、食品安全委員会の2008年の評価結果を踏まえまして、生涯剰余発がんリスクレベルが 10^{-5} を下回ると判断されております。トリハロメタンにつきましては、本品を使用したときに測定をしました試験で生成が認められなかったということでございます。

13ページの活性酸素種等についても、ここに記載のようなデータに基づきまして、生体影響を起こすレベルの活性酸素種等は生成していないという判断がされております。

以上も含めまして、先ほど御説明のありましたように、添加物専門調査会では、この添加物「亜塩素酸ナトリウム」の安全性評価に当たっては、亜塩素酸イオンと塩素酸イオンの安全性を評価するということが適当とされているところです。

同じ13ページのところに「8. 我が国及び諸外国における使用状況」がございます。

日本では、本品は、ここに記載のように、かずのこ加工品、かんきつ類果皮、さくらんぼ、生食用野菜類等々に使用が認められております。

外国での使用状況が、その次の14ページにございますけれども、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドで食肉を含む食品等への使用が殺菌目的で認められているということでございます。

次に、18ページから19ページにかけて「11. 使用基準改正の概要」がございますが、ここに記載されておりますように、今般の改正につきましては、pH 2.3から2.9で、酸性化亜塩素酸ナトリウム、(ASC)で、食肉及び食肉製品に用いることを要請するものとなっております。

「安全性に係る知見の概要」がその下からございます。

「体内動態」が25ページぐらいまでにかけて記載されております。亜塩素酸イオン、それから二酸化塩素、塩素酸イオンについて、第3版以降に新たに評価された試験もございますけれども、まとめたものが25ページの真ん中辺に記載されてございます。これによりまして、亜塩素酸イオン、塩素酸イオン、いずれも速やかに生体内に吸収され全身に分布

するものの、主に塩化物イオンとして尿中に排泄されると考えられるということでございます。

次に、「毒性」が25ページのところからございます。

毒性については、まず、「(1) 亜塩素酸イオン、次亜塩素酸水、二酸化塩素」の知見についての評価が記載されております。

その次に、45ページあたりから「(2) 塩素酸イオン」の評価になってございます。

先ほど御説明がありましたように、亜塩素酸イオンにつきましては、基本的に、新たな知見も含めて第3版までに評価された結果に影響を与えるものではなかったということで、前回と同様の評価結果になっております。

具体的には、遺伝毒性につきましては、27ページの上のところの「したがって」のグラフにございますように、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないという結論でございます。

その他、急性毒性以下の毒性試験を踏まえての結果でございますが、NOAELが36ページに記載のラット二世世代生殖毒性試験に基づいて定められておりまして、2.9 mg/kg 体重/日と判断されております。

今回、主に評価がされたのが、塩素酸イオンに関する知見でございます。45ページからになります。塩素酸イオンに関する遺伝毒性がまずございます。試験成績は表33のとおりでございます。一部陽性結果もございますけれども、まとめが47ページの上の方に書いてございますが、総合しまして、塩素酸イオンについては、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないというまとめになってございます。

それから、その下から急性毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性と続きますけれども、反復投与毒性試験については、マウス、ラット、イヌ、サルでの複数の亜急性毒性試験、それから、マウスとラットでの慢性毒性/発がん性試験が行われております。

亜急性毒性試験におきましては、甲状腺毒性が重要なエンドポイントとされておりまして、甲状腺への影響の評価が主要な議論の一つとなっております。主なところを御紹介いたしますと、52ページの(g)のラット90日試験におきましては、52から53ページにかけて書いてございますけれども、コロイドの枯渇と甲状腺肥大が1 mg/L以上、100 mg/Lまでの全ての投与群で見られまして、この試験に関しましては、LOAELが1 mg/L、換算いたしますと0.07 mg/kg 体重/日(塩素酸イオンとして)とされております。

ですが、その次の(h)の試験、53ページの下の方からですが、ラット105日間試験で、より長期の試験になりますけれども、コロイドの枯渇等の影響が見られたのは、高用量の2,000 mg/L以上の投与群であったということ。

それから、ちょっと戻りまして、52ページの(f)の試験で、T₃、T₄等の値の動きから見て、先ほどの(g)試験で見られたものが甲状腺ホルモンの増加を伴うものではない一過性の変化だと考えられました。

このことを踏まえまして、(g)の90日試験の1,000 mg/L以上で認められた甲状腺濾胞

上皮過形成という知見と、先ほどの1 mg/L以上で認められた変化というのは、質的に異なる変化であるということで、より低用量での変化は、恒常性・伸展性のない変化であると判断されております。

したがって、専門調査会では、(g)の試験の100 mg/L以下投与群で認められた甲状腺のコロイド枯渇と肥大の所見を評価に用いることは適当でないという判断になっております。このまとめは、55ページから56ページにかけて書かれているところでございます。

その次、慢性毒性試験が56ページからございます。先ほどの亜急性毒性試験での甲状腺に関する判断も踏まえまして、57ページの(b)の試験に基づいて、ここの最低投与量での甲状腺濾胞細胞の肥大の増加に基づきまして、LOAELが塩素酸イオンとして4 mg/kg 体重/日と判断されております。

また、64ページからヒトでの介入試験が2本ございますけれども、いずれも毒性所見が認められなかったということで、最高用量でNOAELが判断されておまして、先ほどの2年間ラット試験からのLOAELが支持されるとの判断になっております。

65ページが「Ⅲ. 一日摂取量の推計等」でございます。

66ページに参りまして、残留が考えられるものとして、亜塩素酸イオンと塩素酸イオンの残留性試験が、牛肉、鶏肉で実施されておりますけれども、ASC水溶液にひたした後の肉表面での残留は、48時間までに検出下限値を下回る量に減少するというところでございました。

67ページから「2. 一日摂取量の推計」がございしますが、68ページから「亜塩素酸イオンの摂取量推計」がございします。こちらにつきましては、以前、食品安全委員会の添加物「亜塩素酸ナトリウム」と「亜塩素酸水」の評価書で使用されました検出下限値を使用して算出しております。具体的には、使用される可能性のある対象食品ごとに下限値の高いものを用いて、過大見積もりとなる可能性はあるということですが、そのような形で摂取量を推計しております。用いた値の詳細につきましては、別紙3で後ろの方でございます。詳細の説明は割愛いたしますけれども、結果として、一日摂取量が、専門調査会の方では推計を踏まえまして、0.025 mg/kg 体重/日と判断されております。

68ページにお戻りいただきまして、②に塩素酸イオンの推計がございします。塩素酸イオンについては、先ほど御説明しました残留試験での検出下限値を用いまして、牛肉または鶏肉の重量当たりに換算しました残留濃度のうち、最も高い値を用いて算出しております。また、肉類以外の食品群については、JECFAの用いた残留データから、それぞれの食品群における検出下限値を利用しているということでございます。

先ほどの別紙3の下の方の表58で詳しい推計がございしますけれども、ここでは詳細は割愛させていただきます。

これをもとに、専門調査会では、一日摂取量を0.0008 mg/kg 体重/日と判断しているということでございます。

69ページに、以上を踏まえまして「食品健康影響評価」がございしますけれども、内容に

については、先ほど山添委員から御説明がありましたとおりでございます。

本品につきましては、よろしければ、明日から12月10日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(5) 農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本7件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。このうち、農薬及び動物用医薬品「アバメクチン」については、本年6月30日の委員会会合において評価要請があった際、農薬及び動物用医薬品の両方の用途がある物質であるが、まず、農薬専門調査会で審議を行うこととし、その審議結果が本委員会に報告される際に、動物用医薬品専門調査会における審議を行うかどうかについて検討し、決定することとしておりました。

まず、担当の吉田委員から御説明をお願いいたします。

○吉田委員 では、まず、資料4-1から4-7までまとめて、それぞれの剤について御説明を申し上げます。詳細につきましては、担当の評価第一課長の方から御報告いただきたいと思います。

まず、資料4-1「アバメクチン」でございます。

要約につきましては10ページに、食品健康影響評価につきましては60ページから記載されております。今般は第2版でございます。

今回、国内作物残留試験及び海外作物残留試験の知見が新たに提出されました。また、今般、急性参照用量について設定いたしました。特にADIについての変更はございません。

評価対象物質といたしましては、アバメクチン及びアベルメクチンB1aから光異性化により生成される代謝物Bと評価をしております。

急性参照用量ですけれども、67ページの表60を御覧ください。こちらに、単回投与で起こり得る可能性のある変化についてまとめております。この中で最も低い用量であったラ

ットの急性神経毒性試験での臨床症状及び、イヌの亜急性毒性試験18週間、85日間、イヌの慢性毒性試験1年間で投与初期に認められました瞳孔対光反射消失をエンドポイントにいたしまして、0.5を100で除しまして、0.005 mg/kg 体重を急性参照用量といたしました。

続きまして、資料4-2を御覧ください。殺線虫剤である「イミシアホス」です。こちらは第3版になります。

今般、作物残留試験の成績等が新たに提出されました。ADIについては変更はございません。

要約が8ページに、健康影響評価が40ページ以降に記載されております。

評価対象物質は、イミシアホス（親化合物）のみとされております。

急性参照用量でございますけれども、ラットを用いましたコリンエステラーゼ活性影響試験の1 mg/kg 体重をとりまして、これを100で除しまして、0.01を急性参照用量としております。

この単回投与で起きる可能性のある変化につきましては、43ページ、表36に記載しておりますので、御覧ください。

続きまして、資料4-3「サフルフェナシル（第3版）」でございます。

要約が7ページから、健康影響評価は32ページから記載されております。

これは、スルホニルアミド系の除草剤でございます。ADIについての変更はございません。

評価対象物質といたしましては、親化合物のみと評価をいただいております。

今般、急性参照用量を設定いたしまして、単回で起きる変化といたしましては、38ページ、表28に記載をしております。一般の集団に対しましては、単回で起き得る変化可能性のものはないということで、設定の必要はなしと評価をいただいております。

また、妊婦または妊娠している可能性のある女性につきましては、ラットを用いました発生毒性試験で認められました胎児の肩甲骨の屈曲というものをエンドポイントに、そちらで認められました無毒性量5 mg/kg 体重/日を100で除しまして、急性参照用量を0.05 mg/kg 体重としております。

続きまして、資料4-4「シフルメトフェン」でございます。こちらは第4版となります。

要約は8ページ、健康影響評価は41ページから記載されております。

今般、作物残留及び代謝物B-1の毒性試験が提出されたことから、評価を行いました。その結果、特にADIにつきましては変更はございません。

評価対象物質としましては、親化合物のみと評価をいただいております。

ADIに関する毒性試験につきましては、45ページ、表43に記載をされております。ADIについては、先ほど申し上げましたように、変更はございません。

ARFDにつきましては、単回投与で起き得る変化はないと御判断いただきましたので、急性参照用量の設定の必要はなしとなっております。

以上です。

続きまして、資料4-5「チフェンスルフロメチル」でございます。こちらは初版でございます。

要約は6ページに、健康影響評価は39ページから記載をされております。

こちらは、スルホニルウレア系の除草剤でございます。主な毒性といたしましては、体重増加の抑制というようなあまり強い、ここがターゲットという毒性は認められておりません。発がん性、繁殖に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。

評価対象物質といたしましては、親化合物のみと評価をいただいております。

ADIの設定に関しましては、42ページ、表27に、単回投与により生ずる可能性のある毒性影響につきましては、46ページ、表28にまとめて記載しておりますので御覧ください。

まず、一日摂取許容量でございますけれども、こちらはラットの慢性毒性／発がん性併合試験で認められました体重増加抑制をエンドポイントに、こちらの無毒性量が0.96 mg/kg 体重/日でございますので、これを100で除しまして、一日許容摂取量は0.0096 mg/kg 体重/日としております。

また、急性参照用量でございますけれども、こちらはラット及びウサギの発生毒性試験で母動物で投与初期に認められた体重減少をエンドポイントに、無毒性量の200 mg/kg 体重/日を100で除しまして、急性参照用量を2 mg/kg 体重と設定いたしました。

続きまして、資料4-6「フルフェンスルホン」です。こちらにも初版になります。

要約につきましては5ページに、健康影響評価につきましては45ページから記載をしております。

フルオロアルキルチオエーテル基を有する殺線虫剤でございます。

こちらの主な毒性といたしましては、体重の抑制ですとか貧血、あるいは肝臓、腎臓、肺等に認められております。また、マウスの発がん性ですけれども、雌のみですが、肺胞／細気管支腺腫という比較的マウスではコモンな腫瘍が増加しましたが、これは遺伝毒性が陰性であることから、評価に当たり閾値を設定することは可能と考えました。

また、評価対象物質といたしましては、親化合物のみと設定いただいております。

ADIに係る試験につきましては48ページ、表49に、単回投与により生ずる可能性のある毒性影響は50ページ、表50に記載をしております。

ADIですが、ラットの慢性毒性／発がん性併合試験で認められた無毒性量1.4 mg/kg 体重/日を根拠に100で除しまして、0.014 mg/kg 体重/日と設定をいたしました。

急性参照用量ですけれども、ラットの急性神経毒性試験で認められました活動性の低下がエンドポイントだったと思っておりますけれども、これが今度は最小毒性量100 mg/kg 体重でしたので、追加の安全係数3を掛けまして、トータルの安全係数を300といたしまして、0.33 mg/kg 体重を急性参照用量といたしました。

最後、資料4-7「プロチオコナゾール」、トリアゾール系の殺菌剤です。第3版となります。

要約は8ページから、健康影響評価は61ページから記載をされております。

この剤は、今般、作物残留試験等の成績が新たに提出されました。また、急性参照用量も設定をいたしました。

今回の評価対象物質ということなのですけれども、M17という代謝物が非常に親化合物より毒性が強く、また、低い用量から毒性が認められたため、このM17についても、ほぼフルセットの毒性試験が提出されております。評価対象物質は、親化合物と代謝物M17といたしました。

ADI設定に係る表につきましては、66ページから親化合物及びM17が記載されております。そして、69ページからを御覧いただくと比較がなさやすいと思うのですが、69ページから表63に原体とM17の毒性の比較を、表64-1に単回投与によって起き得る可能性のある毒性影響の親化合物とM17、そして、妊婦あるいは妊娠している可能性のある女性を対象としたまとめが71ページ、表64-2と3ページにわたって記載されております。こちらが一番分かりやすいかと思うのですが、まず、ADIについては変更がございません。

急性参照用量ですけれども、表64-1を御覧いただきますと、親が200に対しまして、M17の無毒性量はマウスの急性毒性試験で100という値が得られております。これはラットについても同様ですので、M17の値をもとに、無毒性量100を安全係数100で除しまして、急性参照用量が1と設定をいたしました。

また、71ページ、表64-2を御覧いただきたいと思いますのですが、次は、妊婦あるいは妊娠している可能性のある女性ということで、親化合物とM17を比較しておりますが、親が発生毒性試験の胎児で認められました14肋骨の痕跡の増加の無毒性量80よりも、M17で認められましたウサギの発生毒性試験ですが、胎児の骨格異常の増加が胎児2mg/kg 体重/日から認められたということで、低い用量から毒性が認められておりますので、この2mg/kg 体重/日を根拠に、安全係数100で除しまして、急性参照用量を0.02mg/kg 体重といたしました。この急性参照用量は、M17ではなく、親についても設定をしたということになります。

詳細については、よろしく御説明をお願いいたします。

○関野評価第一課長 それぞれの剤につきまして、少しずつ説明を加えたいと思います。

まず、資料4-1「アバメクチン」についてです。

これに関しましては、先ほど御説明があったとおり、今回追加されたデータは作物残留試験ということでございます。

したがって、経緯のところは4ページを御覧いただき、今回、第2版ということで御確認いただければと思っておりますが、作物残留試験のところは28ページになります。下から2行目から始まっていて、次のページにかけて記載がありますが、そのうち29ページの3つ目のパラグラフ、海外のところの記載が今回、追加されているということで御理解ください。

結果につきましては、先ほど御説明のあったとおりでございますので、60ページの食品健康影響評価のページ等を御覧いただければと思っております。

次に、資料4-2「イミシアホス」になります。

こちらも今回、第3版ということで重版物になります。追加されました試験成績は作物残留試験ということで、経緯のところは4ページ、第3版のところを御覧いただきたいと思ひます。

追加された試験成績の関係が24ページになります。下の方ですが、6.の「(1)作物残留試験」のところの結果が追加されておりますけれども、記述は次の25ページまでまたがっておりまして、その1行目、結球レタスの値0.715とありますが、これが今回、追加されたデータに伴いまして、最大残留値が変わっているという部分でございます。

食品健康影響評価等につきましては、先ほど説明のあったとおりでございます。ページで言いますと、40ページ以降を御覧いただければと思ひます。

3つ目になります。資料4-3「サフルフェナシル」です。

こちらに関しましても、経緯は3ページ、今回、第3版のところを御覧いただければと思ひます。

そして、本剤につきましては、作物残留試験と家畜に関する残留試験が追加されておりました、その関係の記載は19ページからになります。

作物残留試験の結果として、下の方でございますが、(1)のタイトルから見ていただいて4行目のところに可食部での最大値を書いておりますが、ここが今回の追加データに伴いまして、小麦の0.66という値に置きかわっております。

それから、次のページの畜産物の残留試験のところ、②の泌乳牛に関するデータが追加されている部分が、これまでの版との違いでございます。

食品健康影響評価等に関しましては、32ページ以降を御覧いただければと思ひます。内容は、先ほど説明のあったとおりでございます。

次に、資料4-4「シフルメトフェン」です。こちらも今回、第4版ということで重版物になります。

経緯のところは4ページ、今回、第4版ということで記載がございますので、御覧ください。

本剤に関しましては、毒性試験の結果も追加されてございますけれども、結論といたしましては、先ほど吉田委員から説明のあったとおりでございます。食品健康影響評価のところは41ページから始まってございます。こちらを御覧いただき、内容について、ADI、ARfD等に関しましての結論は、先ほど説明のあったとおりでございます。

作物残留試験のところの追加もつけ加えさせていただきます。21ページの6.の(1)ですが、ここでの親化合物シフルメトフェンと代謝物B-1の最大残留値は変更ございませんが、その下の代謝物AB-6とAB-7のところの記載が、今回、りんごでの値ということで追記した部分です。あと、海外のところのデータが追加部分でございます。

次に、資料4-5「チフェンスルフロンメチル」をお願いいたします。

こちらは新規の剤ということでございまして、経緯は3ページになります。ポジティブ

リストに掲載されておりましたが、2012年にインポートトレランス設定の関係で評価要請がありまして、2013年2月に委員会での説明を受けた後、追加資料の提出も受けて、評価第三部会を中心に審議を行ってきたものになります。

剤の概要は7ページから始まっております。本剤は除草剤としての用途がございまして、構造式等については御覧のとおりです。

動物体内運命試験の結果が9ページから始まっておりますが、9ページの下ほどに記載がございすけれども、投与後の吸収は、 C_{max} へ達する時間が比較的短いということが言えるかと思えます。

吸収率は、次の10ページにございすとおおり、7割から8割ぐらい。

分布について、組織への顕著な残留は認められておりません。

代謝に関しまして、12ページのところになりますけれども、尿中、糞中ともに、主要成分は未変化体ということになっております。

排泄の方は14ページになります。表5に書いてございすとおおり、尿と糞を比べますと、どちらかという尿中排泄が主ということが言えるかと思えます。

それから、27ページ、作物残留試験の結果です。27ページの中ほどですが、今回提出されたデータを見る限り、全て定量限界未満という結果でした。

毒性に関しまして、その次のページから始まってございすけれども、ずっとページを繰っていただく形になりますが、繁殖能への影響、発がん性、それから催奇形性、いずれも認められていないということ。そして、35ページに飛びますが、遺伝毒性の結果も全て陰性という結果でございす。

食品健康影響評価は39ページです。先ほど説明のあった内容が書かれておりますので、御参照いただければと思えます。

次に、資料4-6「フルエンズルホン」です。こちらも新規の剤ということになります。

経緯としては3ページに記載がございまして、今年3月に新規登録の関係、そして、あわせてインポートトレランス設定に関係します評価要請がありまして、本年6月の委員会で要請事項説明を受けております。

剤の概要は6ページにございまして、殺線虫剤ということでございす。

体内運命試験の結果が8ページから始まっています。表1のとおり、比較的 C_{max} に達する時間は短目ということが血漿に関しては言えるかと思えます。

吸収率に関しましては、記載が次のページにまたがっていますけれども、8割から9割程度ということで結果が得られています。

代謝のところに関しまして、11ページの③ですけれども、未変化体のフルエンズルホンは認められなかったということにございす。

それから、排泄に関しまして、次の12ページ、下から2行目になります。いずれの投与群でも、主に尿中に排泄されているというデータでございす。

本剤に関しましては、13ページ、14ページに記載がございすとおおり、泌乳期ヤギ、産

卵鶏についてのデータも提出されております。

その後、毒性に関しましては、ページがずっと後ろの方に続いておりますけれども、発がん性に関しては、33、34ページあたりにその試験の結果が記されておりました、生殖系の関係でございますと35ページからになります、繁殖能に対する影響は認められておりませんし、また、37ページになります、催奇形性も認められていない。遺伝毒性に関しても、全て結果は陰性だったということでございます。

食品健康影響評価は45ページからになります、先ほど説明のあった内容でございますので、御参照いただければと思います。

急ぎ足で済みません。最後になります。資料4-7「プロチオコナゾール」です。こちらは今回、重版物、第3版ということになりまして、経緯は3ページに記載がございます。御参照いただければと思います。

本剤、今回追加されましたのは作物残留試験の結果ということですので、その関係の記載が31ページになります。31ページの6.の(1)のところ、一部追加されておりました、このパートの下から2行目、ブルーベリーでの1.07 mg/kgということで最大残留値が置きかわってございます。

結果につきまして、食品健康影響評価が61ページから始まってございます。先ほど説明がありましたとおり、代謝物M17を中心にADI、ARFDの関係が審議されておりました、62ページを見ていただいて、最初の5行目からの段落のところの最後の部分になりますけれども、代謝物M17というものは、親化合物に比べて毒性が強いといったこと等を踏まえて、暴露評価対象物質は親化合物とM17というふうに設定したという経緯を記載させていただいております。

記載場所を中心に御説明いたしました。

以上を踏まえまして、それぞれ7剤に関しまして、御了承いただけるようであれば、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集にかけたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員長 7剤あって、説明お疲れさまでした。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ちょっと細かいところで恐縮なのですが、資料4-1「アバメクチン」の67ページ、表60です。ここは下の方にイヌの試験が3つ並んでいるのですが、真ん中のところだけ0.50となっているのですが、これは何か意味があるのですか。

○関野評価第一課長 もともとの提出されたデータの記載が、それぞれ試験の結果に伴って書き分けていたということで、それに忠実に書くところなのではないかと思っております。

○佐藤委員長 分かりました。それであれば結構です。

他に何か御質問とかはございますでしょうか。ございませんか。

先ほど申し上げましたように、アバメクチンは動物用医薬品で御審議いただくかどうかというのを検討しなければいけないのですけれども、これは担当の吉田委員から御意見を伺いたいと思います。

○吉田委員 今回の諮問の理由は、農薬の適用拡大及びインポートトレランスの設定のみでありまして、追加の毒性データもございませんし、動物用医薬品の審議結果に影響を及ぼすようなものではないと考えております。

したがって、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会での審議を行う必要はないと私は考えております。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の吉田委員からの御説明なのですけれども、動物用医薬品専門調査会での審議を行う必要はないということでございますが、それでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それでは、動物用医薬品専門調査会での審議を行う必要はないということにしたいと思います。また、これら7品目については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書(案)への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(6) 食品安全関係情報(10月2日～10月16日収集分)について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全関係情報(10月2日～10月16日収集分)について」です。

事務局から御報告ください。

○高橋課長補佐 情報・勧告広報課長が別件対応で不在のため、私から御報告させていただきます。

10月2日から16日にかけて収集いたしました食品安全関係の情報について御報告させていただきます。

資料5-1の1ページ目でございますけれども、毎回のとおり、世界の各地域から縦軸のとおり各分野にわたりまして広く情報を収集いたしまして、今期は合計98件の情報を収集しております。

2 ページ目を御覧ください。その98件のうち、主な情報につきまして御紹介しております。

そのうち主なものについて言及させていただければと思いますが、まず、上から2 ポツ目ですが、科学雑誌の『PLOS ONE』誌が掲載いたしましたMesnage氏とSeralini氏らの論文、それから、Samsel博士がFarm Warsという遺伝子組換え食品などにちょっと懐疑的なウェブサイトのインタビュー記事の中で紹介いたしました実験結果、これらの内容につきまして、EFSAが検証しまして、科学的報告書という形で、公表しております。これらの論文は、いずれも動物実験で使用されるげっ歯類に与えられる餌につきまして、環境汚染物質や農薬が含まれていること、遺伝子組換え作物が使用されていることなどを問題視する内容でございますけれども、EFSAは、データやその解釈が不十分であることや、農薬等の含有量が基準値を下回っていたことなどを指摘しまして、結論として、EU域内での給餌試験の妥当性を揺るがす論文ではないと結論付けております。

それから、下から2 ポツ目ですが、フランスのANSESと当委員会がさらなる連携強化のために、10月5日にMOC、協力覚書を締結しておりますけれども、この件に関しまして、ANSESの方でもホームページなどで情報発信がなされております。

最後に、一番下のポツでございますが、ドイツのBfRが、ドイツの一般消費者を対象にアンケート調査を行いまして、その結果を公表しております。これにつきまして、3 ページ以降でもう少し詳しく御紹介させていただきます。

3 ページの資料5-2ですけれども、このBfRが行いました調査につきましては、調査期間は今年の6月で、ドイツに在住する14歳以上の一般消費者約1,000名に対して行ったものです。

1. ですけれども、70%の消費者が、ドイツでは食品は安全であると回答しております。

続いて2. で個別の質問の回答結果について少し御紹介をしたいと思います。まず(1)ですが、主な健康問題や消費者問題を幾つか挙げまして、それらについてそれぞれ知っていますかと認知度を問うた質問です。回答者の半数強が、食品中の残留農薬やボディーケア製品中のミネラルオイル、それから、食品中のマイクロプラスチックなどについては知っているという回答したのに対しまして、コメに含まれるヒ素について知っているという回答した消費者は、約28%で少数であったとのことでした。

それから、この調査の実施期間中であった今年6月は、ドイツのメディアが、ほかのどの消費者問題よりも農薬のグリホサートに関してしきりに取り上げていたそうなのですが、グリホサートに関して知っているという回答した消費者は、約16%で最も少なかったという結果が出ております。

(2) は、食品安全関係のハザードをいくつか挙げて、食品安全上懸念していますかと問うた質問であり、薬剤耐性が気になると答えた消費者が約72%で第1位、続いて僅差で食品中の化学製品、遺伝子組換え、食品中の残留農薬が挙げられております。

この(2)と類似した問を食品安全委員会の方でもインターネット調査で聞いておりま

して、今年5月に公表しております。その資料を今回は付けておりませんが、そのインターネット調査の質問や回答は、今回のBfRのものと少し違いますので、単純に比較できるものではありませんけれども、当方のインターネット調査では、例えば遺伝子組換え食品について気になると答えた一般消費者は少なかったのに対しまして、ドイツでは比較的多くの方が気にされているということで、国によって気にされているものが違うということが見えるかと思えます。

裏面を御覧ください。（3）は消費者の健康保護に関して、政府にどの程度の関与を求めるかといった趣旨の質問ですが、3ポツ目の政府は禁止や規制などのさらに詳細な措置措置をとるべきであると強い関与を求めた消費者が最も多く、54%でした。上から2ポツ目の、政府に対して科学的根拠に基づく情報提供を求め、それに基づいて自分で健康影響から身を守ると答えた消費者が35%。一番上の、健康影響は自分で考えるので政府による対策は不要であると答えた消費者は、11%で少なかったということです。

それから、（5）ですけれども、消費者の健康保護に関してドイツ政府は信頼できるかという問いに対しては、「信頼できる」あるいは「どちらかといえば信頼できる」と答えた方の合計が56%ということでございました。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告ですけれども、何かコメントとかはございますでしょうか。

資料5-2のBfRが消費者に聞いたもので、懸念と考える食品安全上のテーマで薬剤耐性というのがあるのですけれども、これは薬剤耐性菌のことを言っているのですかね。

○高橋課長補佐 はい。そのようです。

○佐藤委員長 ドイツ人というのは、そういうことを考えるのかな。さすがコッホの国の人かなと。

熊谷委員は何かコメントございますか。薬剤耐性を考えているというのは。

○熊谷委員 特段ありません。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(7) その他

○佐藤委員長 他に何か議事はございますでしょうか。特にございませんか。

○小森総務課長　　ごさいません。

○佐藤委員長　　大分時間がかかりましたけれども、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　　次回の委員会会合は、来週11月17日火曜日14時から開催を予定しております。

　　また、12日木曜日14時から「農薬専門調査会評価第四部会」が非公開で、13日金曜日14時から「プリオン専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

　　以上をもちまして、第583回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　　どうもありがとうございました。